

TPP協定を活用した
中堅・中小企業等の市場開拓
について

2015年12月

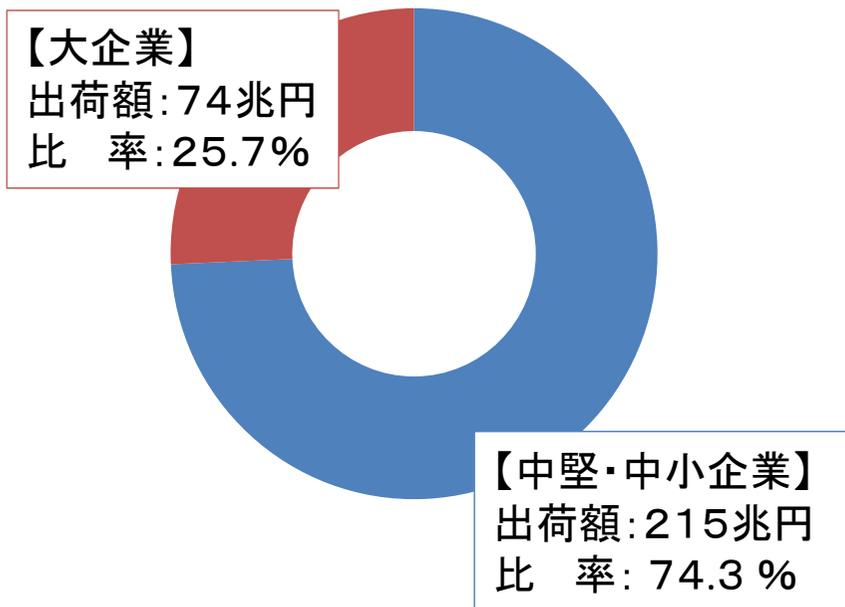
経済産業省

通商政策局

1. 中堅・中小企業の海外展開

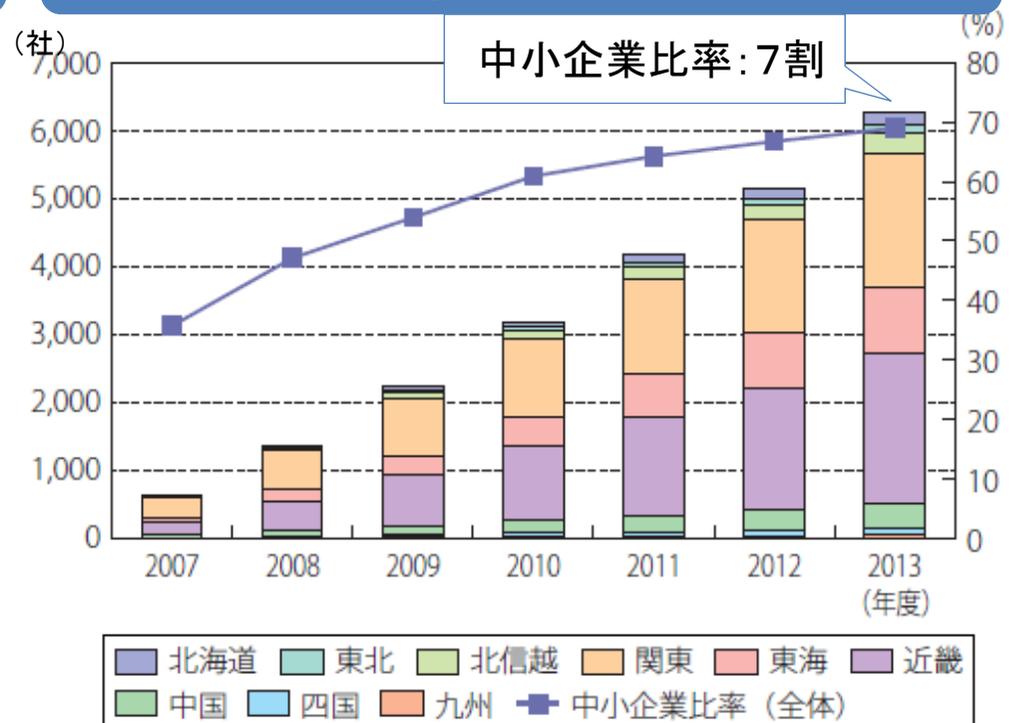
- 我が国製造業の売上高の約2割が輸出によるもの。
- 我が国の製造業で、中堅・中小企業は事業所数の99%以上、従業員数の87%を占める。また、我が国製造業の出荷額の約75%は中堅・中小企業によるもの。
- これまでも、締結済みのEPAを利用して輸出してきた企業の7割は中小企業。
→ 我が国経済活動の大きな部分を占める中堅・中小企業はこれまでも積極的に海外に展開。

我が国製造業の中堅・中小企業の出荷額 (2012年)



※データ制約により、従業員1000人未満の企業を中堅・中小企業として分類
【出所】2015年中小企業白書より作成

EPAを利用する企業のうち中小企業の比率 (原産地証明書登録事業所数及び中小企業比率)

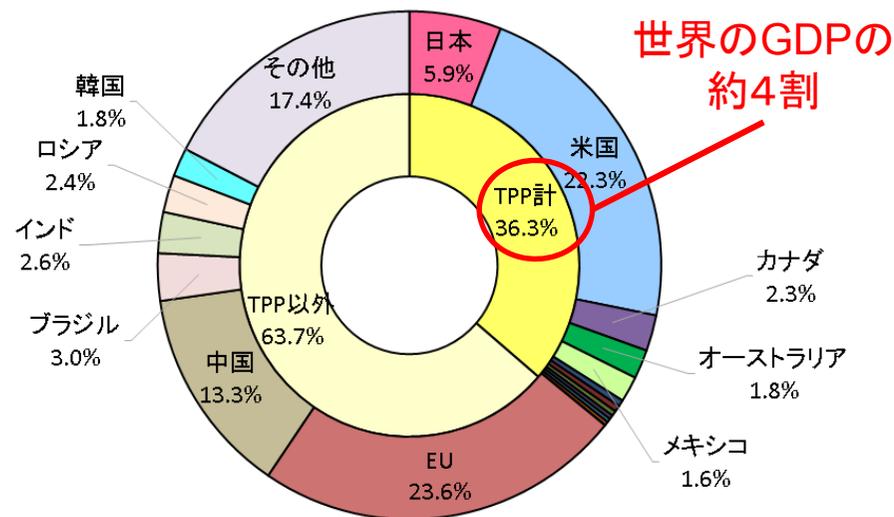


【出所】2014年通商白書より抜粋

2. TPP協定の概要①

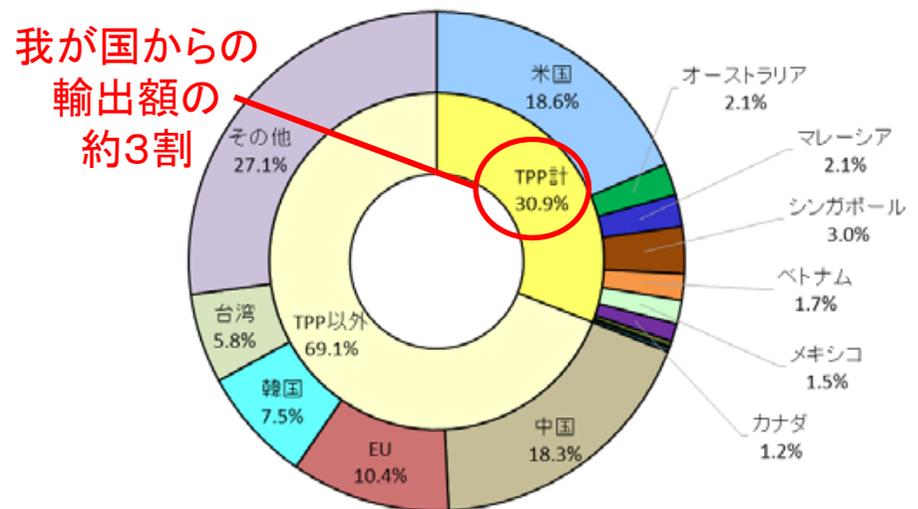
- TPPは世界のGDPの約4割、我が国からの輸出額の約3割を占める巨大な自由貿易圏を構築するもの。
- 関税撤廃のみならず、原産地規則における「累積ルール」の導入、投資・サービスの自由化、模倣品対策の強化、電子商取引など新しい分野でのルール整備など、幅広い分野で中堅・中小企業にとってメリットがある内容を盛り込み。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

日本の輸出に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



出典: JETRO地域別貿易概況より作成

2. TPP協定の概要②

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p>(1)冒頭の規定及び一般的定義</p> <p>TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3)原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4)繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5)税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6)貿易救済</p> <p>ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7)衛生植物検疫(SPS)措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8)貿易の技術的障害(TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9)投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10)国境を超えるサービスの貿易</p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。</p>
<p>(11)金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12)ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13)電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14)電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15)政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16)競争政策</p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17)国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18)知的財産</p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19)労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(20)環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21)協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22)競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23)開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24)中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25)規制の整合性</p> <p>加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p>(26)透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27)運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28)紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29)例外</p> <p>締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p>(30)最終規定</p> <p>TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

3. 中堅・中小企業へのTPPのメリット①

- TPPは製造業のみならずサービス業も含めた多様な中堅・中小企業の発展の契機となる。

□ 関税撤廃【(2)関係】

- ✓ 我が国が輸出する工業製品の99.9%の関税が撤廃。

(例)自動車部品:

- 米国(現行税率主に2.5%)への輸出については、**8割以上の即時撤廃**で合意。**米韓FTAを上回る水準**。

＜即時撤廃率＞日米(TPP) — 品目数:87.4%、輸出額:81.3%
米韓FTA — 品目数:83.0%、輸出額:77.5%

- カナダ(現行税率主に6.0%)への輸出については、**9割弱が即時撤廃**で合意。**加韓FTAを上回る水準**。

＜即時撤廃率＞日加(TPP) — 品目数:95.4%、貿易額:87.5%
加韓FTA — 品目数:72.2%、貿易額:59.1%

→ 中堅・中小企業自らの輸出拡大のみならず、大企業の輸出拡大を通じても中堅・中小企業の事業に大きなメリット。

- ✓ 繊維・陶磁器等、地方中小企業に関連する品目についても関税撤廃を実現。

(例)陶磁器:対米輸出額の75%を即時撤廃。

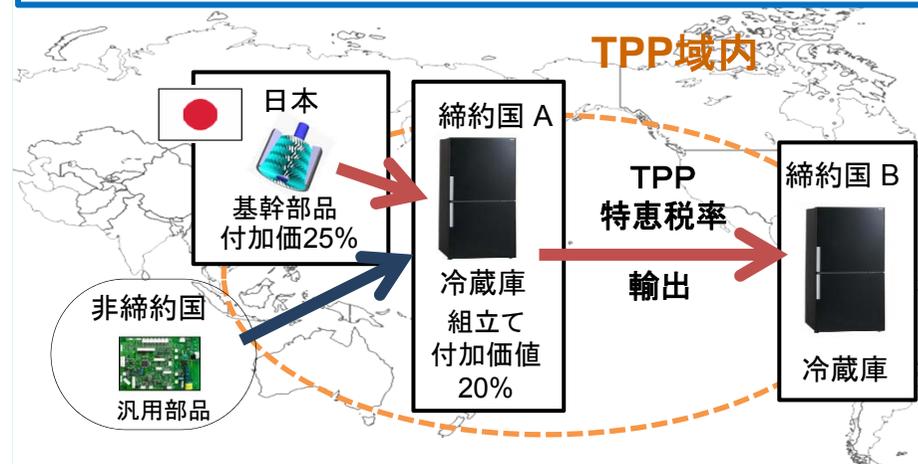
タオル:米国の現行税率9.1%を5年目に撤廃。カナダの現行税率17%を即時撤廃。

3. 中堅・中小企業へのTPPのメリット②

□ 原産地規則の「完全累積制度」の導入【(3)関係】

- ✓ 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。
- 部品などを輸出する中堅・中小企業にメリット。

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



□ 投資・サービスの自由化【(9)、(10)関係】

- ✓ コンビニ等小売業や劇場・ライブハウス等のクールジャパン関連、旅行代理店等の観光関連などの外資規制が緩和
- ✓ 進出企業に対する技術移転要求やロイヤリティ規制等の禁止
- サービス業も含めた幅広い分野での海外展開にメリット。
- 食品や日本各地の特産品などを生産する中堅・中小企業がコンビニと連携することで海外展開が容易に。

- ✓ 「国」対「投資家」の紛争解決手続(ISDS)の導入
- 中堅・中小企業が相手国政府から不当な扱いを受けて損害を被った際に、直接、国際仲裁へ訴えることが可能に。

3. 中堅・中小企業へのTPPのメリット③

□ 通関手続の円滑化(迅速通関など)【(5)関係】

- ✓ 貨物の到着から48時間以内(急送貨物:6時間)に引取りを許可する原則
- 海外の納入先への納入遅延リスクを軽減。オンライン通関などにもメリット。

□ 模倣品・海賊版対策の強化【(18)関係】

- ✓ 模倣品の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- ✓ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など
- 中小企業の約2割が模倣品による被害を受けているなか、中堅・中小企業の製品の模倣品の防止やブランド・技術の保護にメリット。
- デジタルコンテンツの海賊版防止にメリット。

□ ビジネス関係者の一時的な入国に関する規定の導入【(12)関係】

- ✓ 各国が短期の商用訪問者、契約に基づくサービス提供者、企業駐在員、投資家、配偶者等の滞在可能期間を約束など
- 海外で商談、サービスの提供、駐在などを行う中堅・中小企業にメリット。

□ 電子商取引に関する規定の導入【(14)関係】

- ✓ 越境情報流通の自由化
- ✓ サーバー設置要求の禁止など
- ITを活用して日本にいながら商品を販売する中堅・中小企業にメリット。

3. 中堅・中小企業へのTPPのメリット④

□ 国有企業に関する規定の導入【(17)関係】

- ✓ 国有企業が他国企業に対し無差別待遇を与える原則や国有企業の透明性の確保
- 海外で国有企業と取引しようとする中堅・中小企業にメリット。

□ 政府調達に関する規定の導入【(15)関係】

- ✓ ベトナム、マレーシアなどWTO政府調達協定に参加していない国がTPPでは規律の対象
- ✓ 米国の一部の電力関連機関やマレーシア投資開発庁などが新たに規律の対象に
- インフラ市場や政府関係機関の調達市場へのアクセス改善。中堅・中小企業にもメリット。

□ 中小企業に関する規定の導入【(24)関係】

- ✓ 各締約国はTPP協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めること
- ✓ 小委員会を設置して中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること
- などを規定
- 中小企業のTPP協定活用促進へ向けて各国が協力。

4. 中堅・中小企業の海外展開の具体例①

(1) ブランド力の確立や技術開発、商品開発による海外展開

- これまでも様々な中堅・中小企業が積極的な海外展開を実現。

(株)タナカマイスター(兵庫県小野市、従業員7人)

- 海外製刃物の普及により出荷が減少する中、「JAPANブランドプロデュース支援事業」を活用し、播州刃物ブランドを磨き上げ。
- 職人による高品質に加え、デザイナー派遣を通じて美しいデザインを確立し、欧米を中心に、アジアではシンガポールで販路開拓を実現。



(株)大成プラス:樹脂・成型メーカー(東京都中央区、従業員43人)

- 金属と樹脂の接合技術を開発し、国際標準化(ISO)を実現。
- 国際標準化を機に、海外市場を含めた自動車や航空機分野への本格参入を展開中。



(有)佐賀ダンボール商会(佐賀県有田町、従業員22人)

- 「地域資源事業」を活用し、世界初の磁器製万年筆などの有田焼高付加価値商品を開発・販売。
- 米国、台湾、ロシア、中国などの高級百貨店等と代理店契約(2014年度輸出実績1000万円、2020年度の目標10億円)に至る。



(株)サカモトセミナー:学習塾(大阪府大阪市)

- 代表が独自開発した算数の文章題解法が人気となり、東南アジア(シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア)で約200校、生徒数約3万人規模で事業展開。



4. 中堅・中小企業の海外展開の具体例②

(2) 大企業や他業種と連携しての海外展開①

- 単独で海外に展開するだけでなく、大企業や他業種とともに海外展開を図る動きも活発化。

(例) 農商工連携、サービス業と他業種の連携

(株)福岡大同青果(福岡県福岡市、従業員167人)

- シンガポール、マレーシア向けに、大気調整コンテナと鮮度保持技術を組み合わせた、海運による青果物輸出事業及び農業生産者と一体となったブランディングに取り組み。



小売業と商品納入企業の連携

- ファミリーマートは、アジアの店舗で販売しているプライベートブランド約400品目のうち、約100品目が日本からの輸出。
- 同社は、台湾、中国、ベトナムなどのアジアの店舗で販売する食品、日用品などを日本の中小企業から公募する等、中小企業の海外展開も支援。

(株)壮関(栃木県矢板市、従業員180名)

- 日本国内でファミリーマートのプライベートブランドとして販売されている三陸産茎わかめをベトナムでテスト販売した際、ベトナムでの一日の平均販売数は日本での販売数を上回った。



(株)ラクエ(長野県川上村、従業員25人)

- 日本の栽培技術を用いてベトナムでレタスを栽培。サンドイッチ用に現地のファミリーマートなどに納入。



4. 中堅・中小企業の海外展開の具体例③

(2) 大企業や他業種と連携しての海外展開②

(株)協和機電工業（長崎県長崎市、従業員487人）：製造・保守点検業

- 水処理施設等事業を請け負うプラントメーカー。中国では、日系半導体工場排水処理や水再生処理施設を受注。その後、香港の食品メーカー等の水処理施設など海外現地企業からも受注。



(株)岸保産業（愛知県稲沢市、従業員40人）：厨房機器の卸売業者

- 和食の調理に要する厨房用品を在庫として持ち、現地ニーズへの即応体制を確立するため、シンガポールに販売拠点を設立した。



IT企業と加工食品、工芸品等事業者の連携（四国）

- 四国4県のIT企業で構成する四国IT協同組合（愛媛県松山市）は四国の加工食品、工芸品等の事業者と連携して台湾、中国での四国の特産品販売を計画中。
- 現地店舗の商品棚で電子看板、電子アンケートなど先端IT技術を用いた商品紹介を実施。顧客の反応を踏まえて日本から遠隔操作で商品紹介や商品の棚の状態、売れ行き動向、客の導線を改善するとともに、四国から事業者が直接商品をPRするライブ中継も計画。
- 商品は組合がいったん買い取ることで、事業者にとっては売れ残りリスクを取らずにすむ形とすることを計画。



5. TPPを契機とした中堅・中小企業による海外展開の萌芽①

- TPPを契機として中堅・中小企業が海外展開の拡大を検討する動きや、TPPを契機とした輸出・販売拡大への期待を寄せる例が顕在化。

(1) 自社製品の輸出拡大への期待

(株)共進(長野県諏訪市、従業員165人)

- 独自の金属接合技術を活かし、フランジ付シャフトなどの自動車部品を製造する精密金属加工の専門メーカーとして活動。
- 日本から北米への自動車部品の輸出拡大を計画。



(株)ソトー(愛知県一宮市、従業員265人):

毛織物製造業(メンズスーツ、ファッション衣料等)

- TPP発効を見据えて、ベトナム繊維企業(=国有企業)と業務提携。
- 日本でデザインや商品企画を実施。高付加価値織物は日本で生産し、労働コストの低いベトナムで縫製。
- TPPにより米国の繊維関税が撤廃されるので、ベトナムから米国へ輸出。今後、原産地規則を満たす供給網の実現を目指す。



5. TPPを契機とした中堅・中小企業による海外展開の萌芽②

(2) 国内への出荷増への期待

(株)ダイヤ精機(東京都大田区、従業員34人):金型・測定具などの設計・製作・販売

- 自動車・部品メーカー等向けの金型や測定具などを設計・製作・販売。
- TPPにより、取引先の自動車・部品メーカー等の輸出が拡大することで金型や測定具などの受注拡大を期待。



(株)ケーヒン(東京都新宿区、従業員4170人):エンジン部品等の製造メーカー

- 同社は、インドネシア等でベトナム向けの二輪車用エンジン部品を製造しているが、TPPの発効も見据え、インドネシア等から日本に生産の一部を移すことも視野に入れている。
- それにより、同社に部品を納入する中小企業の納入拡大が期待される。



(3) 地域産品等の輸出拡大への期待

陶磁器

- 特に米国は、現段階で最も大きい輸出先国であり、TPPを活用するメリットあり。
- 例えば美濃焼(岐阜)などで、近年の日本食ブームを背景に、海外の展示会等で、日本食とともに食器を紹介する動きあり(現行税率:対米輸出最大28%)。



タオル

- タオルに関する高関税(米国9.1%、カナダ17%)の撤廃により、輸出拡大に期待。
- 例えば今治や泉州などの地域において、「使いごこち」にこだわった高品質のタオルをブランド化(日本で糸から生産)する動きあり。



高級洋食器

- 例えば山崎金属工業(新潟県燕市、従業員54人)において、高品質なステンレス製洋食器を製造(ノーベル賞の晩餐会で使用)。
- 同社は、米国(現行税率:最大0~8.2%)への輸出に向けて「高級品では関税撤廃はプラス」とTPPの大筋合意を歓迎。

